

参議院議員
柏村武昭 様

柏村武昭議員の回答に対する私たちの見解

1. さる6月15日の参議院総務委員会における質問が政治介入に当たるとは到底考えられない、という柏村議員の回答について

柏村議員は質問の中で、総合テレビ終了時に毎日、国旗・国歌を放映することをNHKに要求しました。また、オリンピックや日本ダービーの放送場面を取り上げ、そこでNHKが国旗・国歌を放映しなかったことを咎めました。さらに、昨年3月28日に放送された「クローズアップ現代」の内容に立ち入り、キャスターの名前も挙げて、「東京都の教育委員会が教員に国旗掲揚、国歌斉唱を強制していると印象付ける編集内容であった」と非難しました。そのうえで、柏村議員は、公共放送であるNHKには国旗・国歌を助長する責務があると迫りました。

こうした一連の質問は、NHKの番組編集の具体的内容に干渉した発言にほかならず、表現の自由を定めた憲法第21条第1項、ならびに「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定めた放送法第3条に反する発言であることは明らかです。特に、こうした発言がNHKの予算承認権、予算・決算への質問権という職務権限を持つ総務委員の立場で、言論報道機関であるNHKの番組編集に対して行われたことは事実上の検閲といわざるをえず、ひときわ重大な政治介入であり、あいまいに済ませることはできません。

2. 国会でのNHK予算の審査・承認ならびに決算の審査とNHKの自主自律の関係について

放送法ではNHKの収支予算、事業計画、資金計画について国会の承認を得ること（第37条）、業務報告を行うこと（第38条）が定められています。しかし、これらはNHKの個別の番組内容にまで介入することを含んでいないことは、前記の憲法第21条や放送法第1条、第3条の規定からも明らかです。

また、放送法が成立する過程で交わされた国会審議においても、放送事業が公権力に支配されないことを謳った点に放送法案の大きな提案理由の一つがあったこと、放送法は、放送による表現の自由を根本原則としており、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないことが政府答弁で明らかにされています。

さらに、NHKにおける国旗・国歌の扱いについては、憲法第19条および放送法の定めにも照らして、政府はこれに関与しないことが官房長官（当時）の答弁により、

明言されていることを申し添えます。詳細は別添の〔資料1〕をご覧ください。

3. 都教委の国旗・国歌の指導を「強制」と表現したのは偏向である、「校長が学習指導要領に基づき法令の定めるところに従い、所属教職員に対して本来行うべき職務を命じることは、当該教職員の思想良心の自由を侵すとはいえない」という柏村議員の発言・見解について

さる6月29日付で私たちが柏村議員宛に提出した「申し入れ書」に記載したように、東京都では国歌斉唱時に起立しなかったことを理由にこれまでに345人の教員が停職、戒告、減給、嘱託の解雇・不採用等の処分を受けています。従わない者を処分することを前提にした指導は「強制」以外の何物でもありません。

このように処分をふりかざした強制の教育は、「個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）を目的とする教育と相容れず、教育基本法第10条1項が禁じた教育に対する行政の不当な介入に当たるものです。

また、学校教育法第43条によれば、学習指導要領とは、「教科に関する事項」を定めるものです。にもかかわらず、入学式、卒業式といった学校行事の中身についてまで学習指導要領を文部省の告示として定めたことは学校教育法の前記条文が委任した「教科」の限界を超える違法性の高い内容です。

現に、旭川学力テスト最高裁大法廷判決（1976年5月21日）では、学習指導要領のように国の教育行政機関が、遵守すべき基準を設定する場合には、「教育における機会均等等の確保と全国的な一定基準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なそれにとどめられるべきものと解しなければならない」と判示しています。また、福岡ココロ裁判判決（2005年4月26日）では、「学習指導要領中の卒業式、入学式における国旗国歌の指導に関する上記の定めは、拘束力を有するものとは解されず、この定めから、各学校では卒業式入学式において国歌斉唱を実施し、個々の教員がこれを指導しなければならないという一般的な義務を負うと解することはできない」としています。

こうした解釈からいって、校長が学習指導要領に基づいて学校行事に関する細目にまで職務命令を出すこと、それに従わなかった教職員を処分することを正当化する柏村議員の見解は学校教育法ならびにそれに関連する判例をわきまえない曲解です。

4. 「思想良心の自由は、それが内心にとどまる限りにおいては絶対的に保障されなければならないところですが、それが外部的行為となって現れる場合には、一定の合理的な制約を受け得るものであるということは憲法上認められた論理です」という柏村議員の見解（同議員のホームページより）について

良心とは自己の行為を規律するための規範を生み出すものですから、良心と良心に基づく行為は不可分一体のものです。憲法第 19 条が思想・良心の自由を保障しているのは、内心を内心にとどめることではなく、内心を外的行為に表すことも含んでいると捉えなければ法として定めることの意味をなしません。

内心に反してでも、職務命令に従って起立し、国歌を斉唱するよう義務付けることは、教員や生徒に対して面従腹背を強要し、偽善を正面から認めるものであり、教育の理念に反するものです。

なお、国旗・国歌法をめぐる国会審議の場でも、国旗・国歌の法制化は国旗掲揚、国歌斉唱の義務化を意味しないこと、憲法第 19 条で保障された思想・良心の自由を十分踏まえるべきことが繰り返し、政府答弁で明言されています。また、例えば、国歌について指導を受けてもなお歌いたくないという生徒に対して、無理強いして斉唱させるとなれば、内心の自由を侵す恐れが生じるという政府見解も示されていることを申し添えます。詳細は別添の〔資料 2〕を参照下さい。

以上